

# 社会保険審査会裁決集

## 平成20・21・22年版

(厚生労働省保険局総務課 社会保険審査調整室 資料)



### 裁決番号目次

## 裁 決 書 本 文

### 健康保険関係

傷病手当金 / 療養費 / 出産手当金 / 任意継続被保険者  
/ 被保険者資格・標準報酬 / その他

### 厚生年金保険・船員保険関係

老齢給付 / 障害給付 / 遺族給付 / 脱退一時金 /  
被保険者資格・標準報酬 / 保険料 / その他

### 健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬 / 保険料

### 国民年金関係

老齢給付 / 障害給付 / 遺族給付 / 被保険者資格 /  
保険料



## 注意事項

この裁決集は、すでに頒布しました平成19年版その他の旧年版と同様、担当行政庁より適法に入手した行政文書です。

担当行政庁が、内部用参考資料として個人情報等に配慮して編集し、1冊にまとめた行政文書です。

担当行政庁は当版では、従来の1年ごとの編集をやめて、平成20年、21年、22年の3年分の主要裁決を1冊に編みました。従って、3年間の全裁決を掲載しているわけではありません。

平成18年版まで掲載していた「裁決要旨」や「管轄都道府県社会保険事務局名」、「当事者」の記載を取りやめ、さらに「審査資料」や「事実認定」の詳細を省略した点は平成19年版と同じです。

これらのことから、平成18年版より各裁決の判断過程の透明性が低下し、活用しにくくなっているかもしれません。さらに個別裁決事案の詳細を知りたい場合にはそれぞれの裁決書を入手する必要があるかもしれません。あらかじめご承知ください。

当事務所では、表紙ページまたは左側しおりから裁決書本文各項目とびらへのリンクを設定して利用の便を図りました。



ご利用に当たって、次の点に同意頂いたものとして頒布します。よろしく願い致します。

① 当資料は、担当行政庁が編集・作成した行政文書です。ご利用は購入者ご自身の責任でお願いします。当所では当資料を利用したことによる個々の問題についての責任を負いません。

② 当資料はPDF形式ファイルであり、文書内容の抽出等一部制限をかけてありますが、印刷は可能です。PDFファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。

なお、一般に、PDF関係アプリケーションソフトと、パソコンのOSまたはプリンタドライバとの関係で、ごまれに多数ページの一括印刷ができない場合があります。その際には、ページ指定印刷で、数枚ずつ印刷してください。

③ 当資料PDFファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、当資料PDFファイルの第三者への無断コピー配布等はなさないでください(個別パスワードによる管理等を進めております)。



厚生労働省の「社会保険審査会」のホームページについて。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/index.html>

上記アドレスから「社会保険審査会」のホームページが閲覧できます。組織概要、審査制度解説に加え、取扱状況と主な裁決例も掲載されています。

長年公開を要求してきた方々の努力のたまものでしょう。関係職員みなさんのご尽力を評価しつつ、今後の更なる充実と、裁決の全件公開を求めます。



最後に、社会保険審査会裁決のみならず、労働保険審査会裁決など行政不服審査の判断は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り国民の権利利益の保護に資するため、積極的に公表されるべきと考えます。賛同して頂ける方は、関係行政庁に対し、さらなる積極的な公表を進めるよう要請するなど、できる範囲でのご協力をお願いします。

以上

2012年6月 榊原社労士事務所 榊原 悟志



# 社会保険審査会裁決集

平成20・21・22年版

厚生労働省保険局総務課  
社会保険審査調整室



# 社会保険審査会裁決集

平成20・21・22年版

## 総目次

### 健康保険関係

傷病手当金	1
療養費	59
出産手当金	105
任継継続被保険者	109
被保険者資格・標準報酬	129
その他	141

### 厚生年金保険・船員保険関係

老齢給付	147
障害給付	225
遺族給付	305
脱退一時金	363
被保険者資格・標準報酬	373

保険料	425
その他	449

### 健康保険・厚生年金保険共通

被保険者資格・標準報酬	505
保険料	551

### 国民年金関係

老齢給付	559
障害給付	619
遺族給付	755
被保険者資格	765
保険料	777

# 健康保険関係

## 傷病手当金

平成19年(健)第281号	平成20年1月31日裁決……………3
平成19年(健)第425号	平成20年3月31日裁決……………5
平成19年(健)第519号	平成20年5月30日裁決……………7
平成20年(健)第32号	平成20年10月31日裁決……………9
平成20年(健)第40号	平成20年11月28日裁決……………11
平成20年(健)第41号	平成20年8月29日裁決……………13
平成20年(健)第123号	平成20年9月30日裁決……………15
平成20年(健)第180号	平成21年3月31日裁決……………17
平成20年(健)第226号	平成20年11月28日裁決……………19
平成20年(健)第339号	平成20年12月24日裁決……………21
平成20年(健)第365号	平成20年2月27日裁決……………23
平成20年(健)第395号	平成21年3月31日裁決……………25
平成20年(健)第511号	平成21年5月29日裁決……………27
平成20年(健)第569号	平成21年6月30日裁決……………29
平成20年(健)第603号	平成21年8月31日裁決……………33
平成20年(健)第621号	平成21年10月30日裁決……………35
平成20年(健)第655号	平成23年3月31日裁決……………38
平成21年(健)第47号	平成21年7月31日裁決……………40
平成21年(健)第71号	平成22年2月26日裁決……………42
平成21年(健)第225号	平成22年11月30日裁決……………47
平成21年(健)第336号	平成22年5月31日裁決……………50
平成21年(健)第424号	平成22年5月31日裁決……………52
平成22年(健)第92号	平成23年3月31日裁決……………55

## 療 養 費

平成19年(健)第140号	平成20年4月30日裁決……………61
平成19年(健)第457号	平成20年4月30日裁決……………64
平成19年(健)第472号	平成20年4月30日裁決……………67
平成19年(健)第568号	平成20年9月30日裁決……………69
平成20年(健)第292号	平成21年2月27日裁決……………73
平成20年(健)第299号	平成21年1月30日裁決……………76
平成20年(健)第309号	平成21年3月31日裁決……………79
平成20年(健)第353号	平成21年4月30日裁決……………82
平成20年(健)第456号	平成21年4月30日裁決……………84
平成20年(健)第554号	平成21年4月30日裁決……………84
平成20年(健)第558号	平成21年8月31日裁決……………86
平成21年(健)第82号	平成21年12月25日裁決……………89
平成21年(健)第136号	平成22年1月29日裁決……………91
平成21年(健)第143号	平成23年3月31日裁決……………93
平成21年(健)第146号	平成21年11月30日裁決……………95
平成21年(健)第156号	平成22年5月31日裁決……………97
平成21年(健)第161号	平成22年9月30日裁決……………99
平成21年(健)第496号	平成21年(健)第625号……………101
平成21年(健)第615号	平成22年12月24日裁決……………101
平成21年(健)第635号	
平成21年(健)第645号	

## 出 産 手 当 金

平成20年(健)第88号	平成20年9月30日裁決……………107
--------------	----------------------

## 任 繼 繼 続 被 保 險 者

平成19年(健)第553号	平成20年7月31日裁決……………111
---------------	----------------------

平成20年(健)第178号	平成20年12月24日裁決……………113
平成20年(健)第181号	平成21年1月30日裁決……………115
平成20年(健)第234号	平成21年1月30日裁決……………117
平成20年(健)第320号	平成21年2月27日裁決……………119
平成20年(健)第565号	平成21年5月29日裁決……………121
平成21年(健)第86号	平成21年9月30日裁決……………124
平成22年(健)第46号	平成23年1月31日裁決……………126

### 被保険者資格・標準報酬

平成21年(健)第75号	平成22年12月24日裁決……………131
平成21年(健)第382号	平成22年5月31日裁決……………134
平成22年(健)第90号	平成22年8月31日裁決……………137

### その他

平成20年(健)第340号	厚生年金保険・船員保険関係……………147
---------------	-----------------------

### 老 齡 給 付

平成19年(厚)第342号	平成20年1月31日裁決……………149
平成19年(厚)第414号	平成20年3月31日裁決……………150
平成19年(厚)第469号	平成20年4月30日裁決……………152
平成19年(厚)第490号	平成20年4月30日裁決……………154
平成19年(厚)第492号	平成20年4月30日裁決……………158
平成19年(厚)第512号	平成20年5月30日裁決……………161
平成19年(厚)第540号	平成20年7月31日裁決……………165
平成20年(厚)第2号	平成20年8月29日裁決……………167
平成20年(厚)第22号	平成20年8月29日裁決……………169

平成20年(厚)第28号	平成20年8月29日裁決……………171
平成20年(厚)第46号	平成20年9月30日裁決……………173
平成20年(厚)第91号	平成20年10月31日裁決……………175
平成20年(厚)第128号	平成21年1月30日裁決……………177
平成20年(厚)第149号	平成20年9月30日裁決……………179
平成20年(厚)第188号	平成21年1月30日裁決……………181
平成20年(厚)第230号	平成20年11月28日裁決……………183
平成20年(厚)第260号	平成20年12月24日裁決……………185
平成20年(厚)第284号	平成21年1月30日裁決……………188
平成20年(厚)第324号	平成21年4月30日裁決……………191
平成20年(厚)第404号	平成21年5月29日裁決……………193
平成20年(厚)第453号	平成21年3月31日裁決……………195
平成20年(厚)第480号	平成21年6月30日裁決……………198
平成21年(厚)第57号	平成21年8月31日裁決……………201
平成21年(厚)第112号	平成21年10月30日裁決……………203
平成21年(厚)第132号	平成21年11月30日裁決……………206
平成21年(厚)第280号	平成22年2月26日裁決……………210
平成21年(厚)第282号	平成22年1月29日裁決……………212
平成21年(厚)第362号	平成22年4月30日裁決……………214
平成21年(厚)第391号	平成22年10月29日裁決……………217
平成21年(厚)第429号	平成22年9月30日裁決……………220
平成21年(厚)第432号	平成22年11月30日裁決……………222

## 障 害 給 付

平成19年(厚)第302号	平成20年1月31日裁決……………227
平成19年(厚)第335号	平成20年1月31日裁決……………229
平成19年(厚)第495号	平成20年4月30日裁決……………231

平成20年(厚)第64号	平成20年8月29日裁決……………233
平成20年(厚)第632号	平成21年6月30日裁決……………237
平成20年(厚)第662号	平成21年8月31日裁決……………239
平成21年(厚)第5号	平成22年2月26日裁決……………242
平成21年(厚)第49号	平成22年1月29日裁決……………248
平成21年(厚)第109号	平成22年5月31日裁決……………253
平成21年(厚)第167号	平成22年1月29日裁決……………256
平成21年(厚)第217号	平成22年11月30日裁決……………260
平成21年(厚)第295号	平成22年11月30日裁決……………264
平成21年(厚)第299号	平成22年9月30日裁決……………270
平成21年(厚)第347号	平成22年11月30日裁決……………274
平成21年(厚)第386号	平成22年3月31日裁決……………277
平成21年(厚)第404号	平成22年5月31日裁決……………279
平成21年(厚)第418号	平成22年4月30日裁決……………286
平成21年(厚)第561号	平成22年9月30日裁決……………289
平成21年(厚)第584号	平成22年11月30日裁決……………293
平成21年(船)第419号	平成22年11月30日裁決……………298
平成22年(厚)第125号	平成22年11月30日裁決……………301

## 遺族給付

平成19年(厚)第325号	平成20年2月29日裁決……………307
平成19年(厚)第470号	平成20年4月30日裁決……………309
平成20年(厚)第50号	平成20年10月31日裁決……………312
平成20年(厚)第126号	平成20年11月28日裁決……………314
平成20年(厚)第286号	平成21年2月27日裁決……………317
平成20年(厚)第305号	平成20年12月24日裁決……………319
平成20年(厚)第314号	平成21年3月31日裁決……………321

平成20年(厚)第421号	平成21年3月31日裁決……………323
平成20年(厚)第489号	平成21年3月31日裁決……………325
平成20年(厚)第557号	平成21年5月29日裁決……………327
平成20年(厚)第600号	平成21年6月30日裁決……………329
平成20年(厚)第646号	平成21年8月31日裁決……………333
平成21年(厚)第72号	平成21年9月30日裁決……………336
平成21年(厚)第91号	
平成21年(厚)第101号	平成21年11月30日裁決……………339
平成21年(厚)第206号	平成22年4月30日裁決……………341
平成21年(厚)第219号	平成22年3月31日裁決……………343
平成21年(厚)第264号	平成21年10月30日裁決……………347
平成21年(厚)第316号	平成22年5月31日裁決……………348
平成21年(厚)第355号	平成22年3月31日裁決……………350
平成21年(厚)第365号	平成22年3月31日裁決……………354
平成21年(厚)第514号	平成22年11月30日裁決……………358

### 脱退一時金

平成20年(厚)第372号	平成21年3月31日裁決……………365
平成20年(厚)第406号	平成21年3月31日裁決……………368
平成21年(厚)第481号	平成22年6月30日裁決……………370

### 被保険者資格・標準報酬

平成19年(厚)第524号	平成20年6月30日裁決……………375
平成20年(厚)第196号	平成20年11月28日裁決……………378
平成20年(厚)第220号	平成20年11月28日裁決……………380
平成20年(厚)第293号	平成20年12月24日裁決……………383
平成20年(厚)第422号	平成21年1月30日裁決……………385

平成20年(厚)第656号	平成22年3月31日裁決……………387
平成21年(厚)第64号	平成21年8月31日裁決……………399
平成21年(厚)第100号	平成21年7月31日裁決……………403
平成21年(厚)第130号	平成21年9月30日裁決……………405
平成21年(厚)第170号	平成22年1月29日裁決……………411
平成21年(健厚)第238号	平成22年7月30日裁決……………414
平成21年(厚)第266号	平成22年7月30日裁決……………417
平成21年(厚)第611号	平成22年11月30日裁決……………421

## 保 険 料

平成20年(厚)第200号	平成20年9月30日裁決……………427
平成20年(厚)第280号	平成20年10月31日裁決……………429
平成20年(厚)第425号	平成23年3月31日裁決……………431
平成20年(厚)第438号	平成21年5月29日裁決……………433
平成21年(厚)第104号	平成21年11月30日裁決……………437
平成21年(厚)第141号	平成22年1月29日裁決……………442
平成21年(厚)第292号	平成22年9月30日裁決……………445

## そ の 他

平成19年(厚)第529号	平成20年6月30日裁決……………451
平成20年(厚)第128号	平成21年1月30日裁決……………453
平成20年(厚)第342号	平成21年1月30日裁決……………455
平成20年(厚)第454号	平成21年6月30日裁決……………457
平成20年(厚)第592号	平成22年2月26日裁決……………460
平成20年(船)第564号	平成21年10月30日裁決……………463
平成21年(厚)第107号	平成21年11月30日裁決……………465
平成19年(厚)第526号	平成20年6月30日裁決……………467

平成20年(厚)第119号	平成20年9月30日裁決……………470
平成21年(厚)第236号	平成21年9月30日裁決……………472
平成21年(厚)第281号	平成22年5月31日裁決……………474
平成19年(厚)第305号	平成20年1月31日裁決……………476
平成19年(厚)第356号	平成21年10月30日裁決……………478
平成19年(厚)第564号	平成20年7月31日裁決……………480
平成20年(厚)第10号	平成20年7月31日裁決……………482
平成20年(厚)第341号	平成21年1月30日裁決……………485
平成20年(厚)第443号	平成21年3月31日裁決……………487
平成20年(厚)第633号	平成21年6月30日裁決……………489
平成21年(厚)第150号	平成22年5月31日裁決……………490
平成21年(厚)第220号	平成22年5月31日裁決……………492
平成21年(厚)第353号	平成22年5月31日裁決……………495
平成21年(厚)第441号	平成22年11月30日裁決……………498
平成20年(厚)第460号	平成21年8月31日裁決……………499
平成21年(船)第94号	平成21年10月30日裁決……………502

# 健康保険・厚生年金保険共通

## 被保険者資格・標準報酬

平成19年（健厚）第341号	平成20年2月29日裁決……………	507
平成20年（健厚）第124号	平成20年9月30日裁決……………	511
平成20年（健厚）第244号	平成21年3月31日裁決……………	515
平成20年（健厚）第282号	平成21年3月31日裁決……………	518
平成20年（健厚）第330号	平成21年4月30日裁決……………	520
平成20年（健厚）第376号	平成21年2月27日裁決……………	523
平成20年（健厚）第524号	平成21年6月30日裁決……………	527
平成20年（健厚）第552号	平成21年4月30日裁決……………	531
平成20年（健厚）第560号	平成21年9月30日裁決……………	533
平成20年（健厚）第568号	平成21年7月31日裁決……………	535
平成21年（健厚）第238号	平成22年7月30日裁決……………	537
平成21年（健厚）第345号	平成22年5月31日裁決……………	540
平成21年（健厚）第348号	平成22年9月30日裁決……………	543
平成21年（健厚）第559号	平成22年10月29日裁決……………	545

## 保 険 料

平成21年（健厚）第108号	平成21年8月31日裁決……………	553
平成21年（健厚）第171号		
平成21年（健厚）第181号	平成21年12月25日裁決……………	555
平成21年（健厚）第453号	平成22年5月31日裁決……………	557

# 国民年金関係

## 老 齡 給 付

平成19年(国)第207号	平成20年1月31日裁決……………	561
平成19年(国)第223号	平成20年1月31日裁決……………	563
平成19年(国)第232号	平成20年1月31日裁決……………	564
平成19年(国)第347号	平成20年2月29日裁決……………	566
平成19年(国)第378号	平成20年4月30日裁決……………	568
平成19年(国)第545号	平成20年7月31日裁決……………	570
平成20年(国)第47号	平成20年9月30日裁決……………	571
平成20年(国)第448号	平成21年5月29日裁決……………	573
平成20年(国)第475号	平成21年6月30日裁決……………	576
平成20年(国)第492号	平成21年7月31日裁決……………	579
平成21年(国)第16号	平成21年7月31日裁決……………	582
平成21年(国)第77号	平成22年1月29日裁決……………	584
平成21年(国)第85号	平成22年7月30日裁決……………	588
平成21年(国)第112号	平成21年9月30日裁決……………	592
平成21年(国)第162号	平成22年1月29日裁決……………	595
平成21年(国)第215号	平成21年11月30日裁決……………	597
平成21年(国)第222号	平成22年9月30日裁決……………	600
平成21年(国)第256号	平成22年2月26日裁決……………	605
平成21年(国)第380号	平成22年2月26日裁決……………	607
平成21年(国)第422号	平成22年3月31日裁決……………	609
平成21年(国)第432号	平成22年5月31日裁決……………	613
平成22年(国)第394号	平成22年11月30日裁決……………	616

## 障 害 給 付

平成19年(国)第257号	平成20年1月31日裁決……………621
平成19年(国)第269号	平成20年1月31日裁決……………623
平成19年(国)第367号	平成20年3月31日裁決……………625
平成19年(国)第398号	平成20年1月31日裁決……………626
平成19年(国)第399号	平成20年4月30日裁決……………628
平成20年(国)第248号	平成20年9月30日裁決……………630
平成20年(国)第402号	平成21年4月30日裁決……………632
平成20年(国)第460号	平成21年6月30日裁決……………634
平成20年(国)第484号	平成21年6月30日裁決……………636
平成20年(国)第510号	平成21年6月30日裁決……………638
平成20年(国)第528号	平成21年7月31日裁決……………640
平成21年(国)第24号	平成21年8月31日裁決……………642
平成21年(国)第30号	平成21年10月30日裁決……………644
平成21年(国)第44号	平成22年3月31日裁決……………647
平成21年(国)第57号	平成21年10月30日裁決……………649
平成21年(国)第58号	平成22年4月30日裁決……………654
平成21年(国)第60号	平成22年4月30日裁決……………657
平成21年(国)第66号	平成21年11月30日裁決……………660
平成21年(国)第81号	平成21年9月30日裁決……………663
平成21年(国)第88号	平成22年5月31日裁決……………667
平成21年(国)第105号	平成21年9月30日裁決……………669
平成21年(国)第130号	平成21年9月30日裁決……………672
平成21年(国)第132号	平成22年1月29日裁決……………674
平成21年(国)第134号	平成22年6月30日裁決……………678
平成21年(国)第138号	平成22年3月31日裁決……………684
平成21年(国)第148号	平成22年6月30日裁決……………688

平成21年(国)第154号	平成21年11月30日裁決……………691
平成21年(国)第180号	平成22年4月30日裁決……………694
平成21年(国)第182号	平成22年2月26日裁決……………696
平成21年(国)第194号	平成21年12月25日裁決……………699
平成21年(国)第206号	平成22年1月29日裁決……………701
平成21年(国)第216号	平成22年1月29日裁決……………703
平成21年(国)第228号	平成22年7月30日裁決……………705
平成21年(国)第234号	平成22年2月26日裁決……………709
平成21年(国)第236号	平成22年3月31日裁決……………712
平成21年(国)第244号	平成22年2月26日裁決……………715
平成21年(国)第248号	平成22年4月30日裁決……………718
平成21年(国)第278号	平成22年3月31日裁決……………722
平成21年(国)第291号	平成22年6月30日裁決……………725
平成21年(国)第326号	平成22年1月29日裁決……………729
平成21年(国)第335号	平成22年7月30日裁決……………731
平成21年(国)第374号	平成22年4月30日裁決……………735
平成21年(国)第390号	平成22年3月31日裁決……………738
平成21年(国)第420号	平成22年5月31日裁決……………741
平成21年(国)第465号	平成22年6月30日裁決……………744
平成21年(国)第533号	平成22年6月30日裁決……………747
平成21年(国)第544号	平成22年9月30日裁決……………749
平成22年(国)第50号	平成22年9月30日裁決……………752

## 遺族給付

平成19年(国)第542号	平成20年7月31日裁決……………757
平成20年(国)第230号	平成20年9月30日裁決……………759
平成20年(国)第330号	平成20年11月28日裁決……………762

## 被保険者資格

平成19年(国)第400号	平成20年4月30日裁決……………767
平成20年(国)第176号	平成20年11月28日裁決……………770
平成21年(国)第41号	平成22年1月29日裁決……………773
平成21年(国)第475号	平成23年2月28日裁決……………776

## 保 險 料

平成21年(国)第290号	平成22年5月31日裁決……………779
平成19年(国)第325号	平成20年3月31日裁決……………782
平成19年(国)第357号	平成20年4月30日裁決……………784
平成19年(国)第466号	平成20年3月31日裁決……………786
平成20年(国)第26号	平成20年7月31日裁決……………788
平成20年(国)第62号	平成20年7月31日裁決……………790
平成20年(国)第260号	平成20年12月24日裁決……………792
平成20年(国)第294号	平成20年12月24日裁決……………794
平成20年(国)第312号	平成20年12月24日裁決……………796
平成20年(国)第377号	平成21年3月31日裁決……………798
平成20年(国)第378号	平成21年2月27日裁決……………800
平成20年(国)第454号	平成21年5月29日裁決……………802
平成20年(国)第477号	平成21年10月30日裁決……………804
平成21年(国)第92号	平成22年2月26日裁決……………808
平成21年(国)第100号	平成21年9月30日裁決……………810
平成21年(国)第124号	平成21年9月30日裁決……………812
平成21年(国)第179号	平成22年5月31日裁決……………814
平成21年(国)第290号	平成22年5月31日裁決……………817
平成21年(国)第309号	平成22年6月30日裁決……………820
平成21年(国)第320号	平成22年1月29日裁決……………823

平成21年(国)第448号

平成22年3月31日裁決……………825

平成22年(国)第34号

平成22年(国)第44号

平成22年7月30日裁決……………827

# 健康保險關係

---

---

傷病手当金

---

---



平成20年1月31日裁決

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法による傷病手当金の支給を求めるといふことである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)、躁うつ病の療養のため、労務に服することができなかったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇社会保険事務所に長に対し、健康保険法(以下「法」という。)の規定による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を請求した。
- 2 〇〇社会保険事務所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人が「任意継続被保険者となる前の被保険者期間が継続して1年以上ないため」との理由で、本件請求期間について傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

- 1 法第104条は、「被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き1年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(略)であつて、その資格を喪失した際に傷病手当金…の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであつた期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることがで

きる」と規定している。

- 2 なお、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。

以下「平18改正法」という。)による改正前の法第99条第1項は、傷病手当金の支給対象者に任意継続被保険者も含むとしていたが、平18改正法による改正後の法第99条第1項は、その対象者を任意継続被保険者を除く被保険者に限定した。そうして、上記改正規定は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)に施行されたが、経過措置として、施行日の前日において傷病手当金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた後に任意継続被保険者となつた者に限る。)については、上記改正後、任意継続被保険者を改正によってその対象が限定された被保険者とみなすこととされた(平18改正法附則第9条第2項)。

- 3 以上のことから、前記1及び2に該当する者が施行日後に任意継続被保険者となり、傷病手当金の支給申請をした場合、その受給権が法定給付期間の満了(法第99条第2項)又は時効消滅(法第193条第1項)等で失われていない限り、その日において、傷病の療養のため、労務に服することができないとき(法第99条第1項)は、その者に、法第99条の傷病手当金が支給されることとなる。
- 4 本件の問題点は、前記1ないし3の関係規定等から、請求人に傷病手当金の受給権を認めることができるかどうかである。

### 第4 審査資料

「(略)」

### 第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点を検討し、判断する。
  - (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に健康保険の被保険者の資格を喪失したが、その前日までの1年間の任意継続被保険者としての被保険者期間を除く被保険者期間は、〇月に過ぎず、前記

第3の1に記す法第104条の規定による、いわゆる傷病手当金の継続給付を受けることができる者に該当しないことは明らかである。

(2) 一方、請求人は、施行日の前日において、健康保険の適用事業所に使用される被保険者として傷病手当金の支給を受けており、施行日後に任意継続被保険者となったのであるから、一見すると、平18改正法附則第9条第2項の規定により、同人が傷病手当金の受給権を取得する可能性があるように見える。しかし、上記改正法附則の規定は、平18改正法によってあらゆる任意継続被保険者が傷病手当金の支給を受けることができなくなることに對する経過措置として定められたものであるので、請求人のように、平18改正法施行前から傷病手当金の受給権を認められていなかった者をも対象としていると解することはできない。

(3) なお請求人は、〇〇社会保険事務所を傷病手当金の受給に係る相談で訪れた際に、その職員から任意継続被保険者になっても受給できるとの教示を受け退職したので、納得できない旨申し立てしているが（審査請求書の記載）、保険者は請求人に上記教示をした者の存在を確認することができない旨申し立てており（平成〇年〇月〇日付、〇〇社会保険事務所長作成の審査官宛意見書の記載）、原処分の当否を検討するに当たって、請求人の上記申立てを採用することはできない。

(4) 以上のことから、請求人に傷病手当金を支給しないとした原処分は適正かつ妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成20年3月31日裁決

## 主文

〇〇社会保険事務所長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間につき、健康保険法による傷病手当金を支給しないとした処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、気分障害(以下「既決傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日までの期間(以下「既決支給期間」という。)労務に服することができなかったとして、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を受けた。
- 2 請求人は、気分障害(以下「本件傷病A」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、①平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「①の期間」という。)、また、気分障害(うつ状態)(以下「本件傷病B」といい、本件傷病Aを併せて、以下「本件傷病」という。)の療養のため労務に服することができなかったとして、②同年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「②の期間」といい、①の期間を併せて、以下「本件請求期間」という。)のそれぞれにつき、①の期間については平成〇年〇月〇日(受付)、②の期間については同月〇日(受付)、〇〇社会保険事務所長(以下「〇所長」という。)に対し、傷病手当金の支給を請求した。
- 3 〇所長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間における本件傷病は既決傷病と同一疾病であり、法定

給付期間(1年6月)を超えた請求であるとして、傷病手当金の支給をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

## 第3 問題点

- 1 傷病手当金の支給に関し、法第99条第1項は、「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する」と規定し、同条第2項は、「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする」と規定している。
- 2 本件の場合、保険者は、既決支給期間につき本件傷病と同一の傷病を対象として傷病手当金を支給済であるとの前提の下に、本件請求期間については法定給付期間を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとしたものであり、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件傷病が既決傷病と同一傷病又はこれにより発した疾病でない認められるかどうかということである。

## 第4 審査資料

「(略)」

## 第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点を検討し、判断する。
  - (1) 請求人は、本件傷病Bは適応障害であり、既決傷病及び本件傷病Aとは別の傷病と解される旨を主張しているが(審査請求書の記載)、請求人のうつ病の発症及び診療経過等に照らせば、既決支給期間中の対象傷病である既決傷病並びに本件請求期間中の対象傷病である本件傷病A及び本件傷病Bは、いずれも請求人のうつ病を基盤と

して発現する種々の病態に対して、適宜診断が付されたものと解するのが相当であり、これらが別個の原因に基づいて発症した独立の疾病であると解するのは相当でない。

- (2) ところで、社会保険の運用上、医学的には当初の傷病が治癒していない場合であっても、社会的治癒と認められる状況が認められるときは、再度発病したものとして取り扱われる。この社会的治癒があったといい得るためには、その傷病につき医療（予防的医療等を除く）を行う必要がなくなり、相当期間、通常の勤務に服していることが必要とされている。

本件の場合、請求人は、当該期間中、a 病院を月〇～〇回受診して、抗うつ剤等の継続投与を受けているが、投薬内容は、使用薬剤及びその投薬用量に特段の変化のない維持的投与というべきものであり、また、当該期間の始期である平成〇年〇月〇日に、a 病院の〇〇医師によって、特段の勤務制限を指示されることなく就労可能と証明されて社会復帰したものであって、請求人は、同〇年〇月〇日に一過性のパニック様症状が認められたものの、点滴注射により速やかに回復し、その余の期間については、うつ病の病相等を窺わせる特段の精神症状を発現することなく安定的に経過していることが認められる。

しかも、当該期間は約〇年〇か月であって、この間、事実認定したところから、請求人の勤務状況に特段の問題点はなく、一般の健康保険の被保険者と同様な職業生活を送っていたと認めることができる。そうであるから、このような場合、社会的治癒があるとするのが相当である。

- (3) そうすると、原処分は妥当ではなく、取り消さなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成20年5月30日裁決

## 主文

〇〇健康保険組合が、再審査請求人に対し、同人が平成〇年〇月〇日(受付)にした延長傷病手当付加金の請求に関して、同年〇月〇日付で、請求期間のうち同年〇月〇日から同月〇日までの期間についてはこれを認めないとした処分、及び、同人が同年〇月〇日(受付)にした延長傷病手当付加金の請求に関して、同月〇日付で、請求期間の全部についてこれを認めないとした処分は、いずれもこれを取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるといふことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、肥大型心筋症の療養のため労務に服することができなかつたとして、〇〇健康保険組合(本件における保険者。以下、「保険者」ないし「新組合」という。)に対し、平成〇年〇月〇日(受付)、同年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本請求期間A」という。)について、同年〇月〇日(受付)、同年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本請求期間B」という。)について、後記の新規約附則第2条及び旧規約第59条の規定に基づき、延長傷病手当付加金(以下「延長傷手」という。)の支給を請求した。

2 保険者は、延長傷手の支給期間は6か月であり、請求人の場合、平成〇年〇月〇日で支給期間が終了しているとして、同年〇月〇日付で、本請求期間Aのうち、同年〇月〇日以後の延長傷手を支給しない旨の処分(以下「処分A」という。)をし、また、同年〇月〇日付で、本請求期間Bの全期間について延長傷手を支給しない旨の処分(以下「処分B」という。)

「処分A」と「処分B」を併せて、以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求を行った。

不服の理由の要旨は、以下のとおりである。

平成〇年〇月〇日から適用された〇〇健康保険組合同規約(以下「新規約」という。)附則第2条、及び〇〇健康保険組合同規約(以下「旧規約」という。)第59条の規定により、旧〇〇健康保険組合(以下「旧組合」という。)の被保険者については、同年〇月〇日前に生じた傷病に因る延長傷手の支給は最長1年6か月であり、請求人は最長1年6か月の延長傷手の支給を受ける資格がある。健康保険組合の事業運営はすべて法令に基づくのが原則である。にもかかわらず、平成〇年〇月〇日開催の旧組合の会議録(以下「会議録」という。)を根拠に請求人の延長傷手の支給を認めないとする原処分には納得がいかない、といふことである。

## 第3 問題点

### 1 健康保険法(以下「健保法」という。)

第189条第1項は「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。」と定めているところ、本件における延長傷手は、健保法に定める給付ではなく、旧組合及び新組合の独自の給付であるので、延長傷手に関する原処分は、同条項に定める保険給付に関する処分には該当しないと解釈も考えられないではないが、旧組合及び新組合では、健保法第99条に定める傷病手当金(以下「傷手」という。)の支給を受ける被保険者が同条第2項の期間を経過したことにより傷手の支給を受けなくなった場合で、同一の疾病又は負傷による療養のため労務に服することがで

きないときに延長傷手を支給することとしていることが認められ、延長傷手が傷手と時間的に連続する一体的な給付として設計されていることが明らかであるとともに、保険者においても、原処分の請求人宛通知書に「この処分に不服がある場合には、社会保険審査官に審査請求をすることができ、その決定に不服があるときは社会保険審査会に再審査請求をすることができる」旨を記載するなど、本件のような延長傷手に関する処分についても、当然に健保法第189条第1項の規定による審査請求及び再審査請求をすることができるものとしていることなどに鑑みると、原処分に関しては同条項に基づく再審査請求ができると解するのが相当である。

- 2 そうすると、本件における問題点は、旧規約第59条、新規約附則第2条（以下「附則第2条」という。）及び会議録等を総合して、請求人の求めた延長傷手の支給を認めなかった原処分が相当かどうか、ということである。

#### 第4 審査資料

「(略)」

#### 第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点について検討し、判断する。
  - (1) 新規約第57条第5項により、新組合が支給する延長傷手は6か月が限度となり、旧組合が支給していた延長傷手の支給限度1年6か月を短縮したもので、旧組合の被保険者にとって、この点では不利な変更となることから、旧組合の被保険者を対象として附則第2条の経過措置が設けられた。
  - (2) 附則第2条は「(前略)平成〇年〇月〇日前に生じた傷病に因る延長傷病手当付加金の支給について(後略)」とあるとおり、延長傷手の原因となる傷病が平成〇年〇月〇日前であれば旧規約第59条が適用されると解釈するのが相当であるところ、保険者は、会議録に記載されている議決を根拠に当

該解釈を否定しているが、旧組合は、被保険者からのこうした不利益変更及び附則第2条についての事前同意を取り付けていないばかりか、組合会開催後の被保険者への周知も事業主経由であって、直接周知徹底することを行っておらず、また、2回にわたる新規約の当局宛提出という機会があったにもかかわらず、附則第2条を上記の議決に合致した内容に変更しなかったのは保険者の怠慢以外の何ものでもない。附則第2条が現に有効に存続している以上は、請求人の本件請求についてその適用があると解すべきことは当然のことであるから、同請求をもって、延長傷手の支給期間が6か月を超えるものであるとし、それのみを理由にこれを認めず、不支給とすることは許されないものというべきである。したがって、原処分は不当であり、取消しを免れない。

なお、保険者の代理人は、本件審理期日において、請求人と同様の立場にある者の延長傷手の請求についても、請求人に対する原処分と同様に、その支給期間は1年6か月ではなく6か月として取り扱うこととしているところ、それに対して請求人のように不服を申し立てる者は全く存しなないとし、これを原処分が相当であるとする論拠の一つとして主張したいかのようであるが、そのような事情が直ちに上記の認定・判断に影響を及ぼすものとはいえないことはいうまでもない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。